⑯　関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。
⑰　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の級別の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑱　予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
⑲　一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
⑳　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatsuo Yamamoto, Director General, South Kanto Defense Bureau, MOD
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction Works of Complex Building, Hamamatsu JASDF Facilities (JFY 2012)
(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 17 : 00, 11 December 2012
(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00, 20 February 2013 (bidding of paper tenders : 12 : 00, 20 February 2013 or Time-limit for the receipt of tenders by mail : 12 : 00, 20 February 2013)
(6)　Contact point for tender documentation : Contract Division, South Kanto Defense Bureau, MOD, 5―57 Kitanaka-dori, Naka-ku, Yokohama-shi 〒231―0003, TEL 045―211―7143

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年11月22日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　渡邉　一浩
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

○第12号

1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　岩国飛行場㉔藻場・干潟回復工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）
(4)　工事内容
・敷砂投入　約20,000㎥
・中詰土投入　約200,000㎥
・捨石投入　約10,000㎥
・仮設工事（汚濁防止膜　約2,000m）等
(5)　工期　平成26年３月14日まで
(6)　使用する主要な資機材
ガット船、曳船等、敷砂　約20,000㎥、中詰土　約200,000㎥、捨石　約10,000㎥
(7)　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
(8)　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
(9)　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年11月22日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場㉔藻場・干潟回復工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
(3)　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、1,200点以上、特定建設工事共同企業体代表者以外の構成員は、990点以上であること。
(4)　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成９年度以降に元請けとして、土運船（ガット船、ガットバージ、フェリーバージ等を含む）により、海域への直接投入（土砂、石材等）を伴う海上工事（投入量180,000㎥以上）を施工した実績（一契約当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
ただし、特定建設工事共同企業体代表者以外の構成員は、平成９年度以降に元請けとして、土運船（ガット船、ガットバージ、フェリーバージ等を含む）により、海域への直接投入（土砂、石材等）を伴う海上工事を施工した実績（一契約当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
(5)　工事全般の施工計画が適正であること。
(6)　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者
イ　平成９年度以降に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
(7)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
(8)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体以外の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。